

京都市告示第182号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和3年1月4日付けて認可した向島北津田町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年6月14日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
河原崎 金三	吉本 勝之

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区向島津田町129番地29	京都市伏見区向島津田町58番地39

(文化市民局地域自治推進室)